

彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 背景・経緯

新型インフルエンザ等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国(政府)、都道府県、市町村(特別区を含む)のそれぞれが新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)を定め、役割分担を明確にし、対策を行うこととなっています。

新型コロナウイルス感染症の対応や関係法令の改正等を踏まえ、国においては、令和6年7月に政府行動計画を全面的に改定され、それに基づき、令和7年7月までに各都道府県の行動計画が改定されました(滋賀県も令和7年7月に行動計画を全面改定)。

市町村行動計画については、政府行動計画および都道府県行動計画との整合を図る必要があるため、国からは令和8年7月までに市町村行動計画を改定することが求められており、現在全国の市町村が行動計画の改定に取り組んでいます。

こうした動きの中で、このたび本市においても、政府行動計画および滋賀県行動計画に基づき、彦根市行動計画の全面的な改定を行ったものです。

2 改定の概要

政府行動計画および都道府県行動計画との整合を図る必要があることから、国では「市町村行動計画作成の手引き」を作成し、市町村行動計画に記載すべき事項等を示されています。

本市においても国「市町村行動計画作成の手引き」および滋賀県行動計画を基に、今回の改定を行いました。

●改定のポイント

- ・ 新型インフルエンザ、新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に記載を充実
- ・ 記載を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実
- ・ 対策項目の整理・拡充(6項目→7項目)
 - ①実施体制、②情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活および市民経済の安定の確保

↓

- ①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦住民の生活および地域経済の安定の確保
- ・ 国、県の要請を受けたコールセンターの設置等、リスクコミュニケーションの実施を明記